

北九州市建築物総合環境性能評価制度 届出マニュアル



北九州市

目次

はじめに	2
1. 制度の概要	3
1.1 制度の目的	3
1.2 制度の概要	3
1.3 届出対象	3
2. CASBEEについて	4
2.1 CASBEEとは	4
3. CASBEE北九州とは	5
3.1 CASBEE北九州とは	5
3.2 CASBEE北九州における重点項目	15
4. CASBEE北九州の評価方法	16
5. CASBEE北九州の評価結果	20
6. 届出手続きの流れ	24
7. 添付図書	27
8. 届出内容の公表	29
9. 届出書様式	30

はじめに

建築物はそのライフサイクルを通じ、エネルギーの消費や廃棄物の発生など、環境に対しさまざまな影響を与えています。

北九州市では、平成 19 年 11 月に「北九州市建築物総合環境性能評価制度」を創設しました。

当制度は、地球温暖化対策など地球環境問題が重視される中、建築物に関する取組みとして、一定規模(2,000 m²)以上の建築物を新築等する建築主が、建築物の環境配慮について自己評価し、その結果を市に届け出る制度です。評価結果は市のホームページで公表します。

評価にあたっては、国土交通省の支援のもと、産官学の共同により開発されたシステム「CASBEE(キャスビー)建築(新築)」を活用します。

CASBEE は、建築物の「環境品質」と「環境負荷」を同時に評価するシステムで、計画建物がどれだけ環境に配慮した建物であるかを判断するものさし(基準)となります。

平成 20 年 10 月からは、「CASBEE 建築(新築)」の評価に加え、北九州市の地域性を考慮した「4つの重点項目」への取り組み度合いを評価する北九州市独自の評価システムである「CASBEE 北九州」を導入して制度を本格実施しました。

令和 7 年 4 月からは、建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務の対象が拡大することや ZEB・ZEH 水準による評価の浸透状況等を踏まえて、「ZEB 等評価ツール」を用いた届出方法を追加しました。

当制度が今後も引き続き建築関係者の方々に有効に活用されることにより、建築主の環境に対する自主的な取組みを促し、環境に配慮した建築物の整備が促進され、環境保全や持続可能な都市の実現に向けた取組みが推進されるよう期待しています。

令和 7 年 4 月

北 九 州 市

※「CASBEE 北九州」は、平成 20 年 10 月 1 日以降に届出する環境配慮計画書から適用します。令和 7 年 4 月以降に環境配慮計画書を提出する建築物については、「CASBEE 建築(新築) 2016 年版」、「CASBEE 建築(新築) 2021 年 SDGs 対応版・追補版」又は「CASBEE 建築(新築) 2024 年版」

なお、当面の間、2016 年版で評価した届出も受け付けます。終了時期は別途ご案内の予定です。

キャスビー
CASBEEとは・・・

Comprehensive 《総合》 Assessment 《評価》 System 《システム》

for Built 《建物》 Environment 《環境》 Efficiency 《効率》 の略です。

1. 制度の概要

1.1 制度の目的

建築物はそのライフサイクルを通じ、エネルギーの消費や廃棄物の発生など、環境に対し様々な影響を与えています。

本市では、建築物における環境対策を推進するため、平成 17 年度から延べ面積 2,000 m²以上の公共建築物について環境性能評価を実施してきました。

さらに、平成 19 年度には北九州市建築物総合環境性能評価制度を創設し、同年 11 月 1 日から民間建築物に対しても同様に、環境性能について自主評価の実施と評価結果の届出を求めています。

本制度は、建築主の環境に対する自主的な取り組みを促し、環境に配慮した建築物の整備促進と、環境保全や持続可能な都市の実現に向けた取り組みを期待するものです。

◆根拠規定等

北九州市建築物の総合環境性能評価に関する要綱

なお、本制度は建築基準法第 6 条に基づく建築基準関係規定には該当しません。

1.2 制度の概要

北九州市建築物総合環境性能評価制度の概要は、以下のとおりです。

- 建築主は「北九州市建築物の総合環境性能評価に関する要綱」にもとづき、建築物の新築・増改築にあたり環境に配慮した措置を講じるよう努めていただきます。
- 市内に延床面積(増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の延床面積)の合計が2,000 m²以上の建築物の新築、増築又は改築をしようとする建築主は、環境配慮の取組などを記載した「特定建築物環境配慮計画書」を作成し、工事着手予定日の 21 日前までに市長に届け出することとしています。
- 「特定建築物環境配慮計画書」の届け出にあたっては、環境配慮の取組みを「CASBEE 北九州」又は「ZEB 等評価ツール」により評価し、その評価結果を合わせて提出していただきます。
- 市長は届出された「特定建築物環境配慮計画書」の概要を北九州市のホームページなどで公表します。

1.3 届出対象

全ての建物用途で、以下のものが対象となります。(但し一戸建ての住宅・長屋は対象外です)

新築の場合	延床面積が	2,000 m ² 以上/1 棟	の新築
増改築の場合	増改築部分の延床面積が	2,000 m ² 以上/1 棟	の増改築

- これらの届出対象となる建築物を「特定建築物」と呼びます。
- 特定建築物を新築又は増築若しくは改築しようとする方を「特定建築主」と呼びます。
 - 【注意】
- 延べ面積は容積率計算の際に除外する部分も含めた面積で捉えてください。
- 増改築する場合は、既存部は含まず、増改築する部分の面積で捉えてください。

2. CASBEE について

建築物の環境性能を評価する手法として、建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)を活用し、北九州市の地域特性に配慮した評価システム「CASBEE 北九州」を構築しました。

「特定建築物環境配慮計画書」の届け出にあたっては、建築物における環境配慮の取組みを「CASBEE 北九州」により評価し、提出していただきます。

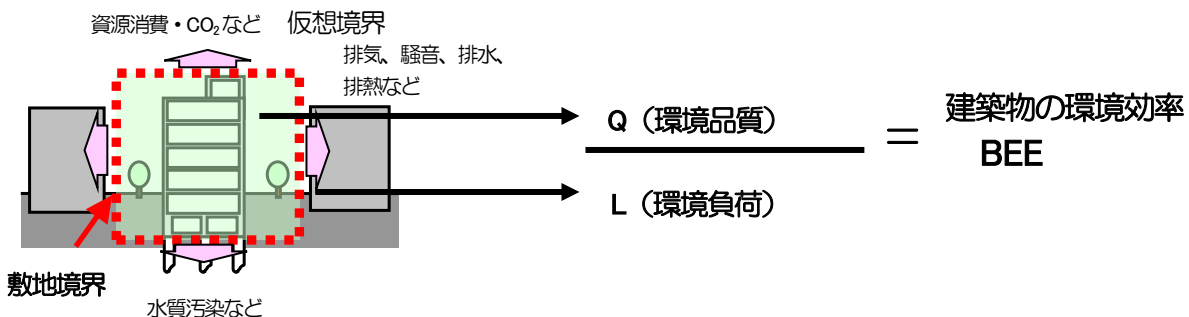
2.1 CASBEE とは

CASBEE は、『建築物総合環境性能評価システム(Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency)』の略称であり、建築物の「環境品質」と「環境負荷」を同時に評価するシステムとして、平成 15 年に国土交通省の支援のもと、産官学の共同により開発された評価システムです。

計画建物がどれだけ環境に配慮した建築物であるかを判断する全国共通のものさしです。CASBEE は建物を環境性能で評価して格付け(ラベルリング)し、評価結果は「S ランク(素晴らしい)」から、「A ランク(大変良い)」「B+ ランク(良い)」「B- ランク(やや劣る)」「C ランク(劣る)」という 5 段階に格付けされます。

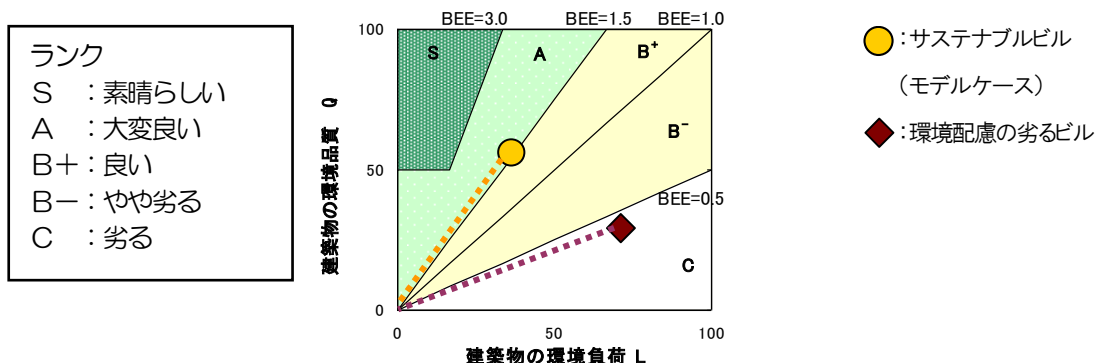
◆ BEE にもとづくラベルリング

CASBEE では、建築物の総合的な環境性能を、建築物の環境品質(Q:クオリティ)と、建築物が外部に与える環境負荷(L:ロード)の 2 つの要素に分けて評価します。すなわち、より良い環境品質の建築物をより少ない環境負荷で実現するための評価システムといえます。



CASBEE の評価結果は、Q(環境品質)をL(環境負荷)で割り算した BEE(建築物の環境効率)によって求めます。BEE は、縦軸に Q、横軸に L をとったグラフとして表示されます。原点(Q=0、L=0)および Q 値と L 値の座標点を結ぶ直線の傾斜が BEE 値を示します。Q 値が高く、L 値が低いほどこの傾斜が大きくなり、よりサステナブルな(環境に配慮した)性質を持った建築物と評価できます。

CASBEE では、この傾きに従い、C(劣る)から B-、B+、A、S(素晴らしい)の 5 ランクに分割される領域によって、建築物の総合的な環境性能評価結果を格付けします。



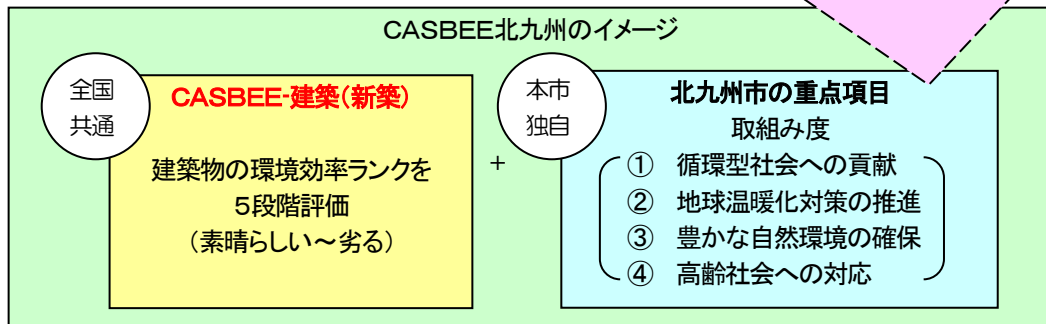
3. CASBEE 北九州とは

「CASBEE 北九州」は、「CASBEE 建築(新築)」での評価結果を活用し、これに加えて北九州市の地域性を考慮した「重点項目」への取組み度合いを評価するシステムです。

そのため、まずは「CASBEE 建築(新築)」での評価を行います。

「CASBEE 北九州」は「CASBEE 建築(新築)」による全国レベルでの評価と、北九州市独自の重点項目についての評価を併用した「建築物の総合環境性能評価」と言えます。

重点項目は、学識経験者や関係部局等が参加した委員会で検討を行い、該当する内容を「CASBEE 建築(新築)」の評価項目から抽出しています。



3.1 CASBEE 北九州とは

CASBEE 北九州の評価には、「CASBEE 建築(新築)評価マニュアル」及び「北九州市建築物総合環境性能評価制度 CASBEE 北九州マニュアル(本書)」を利用します。

具体的には「CASBEE 建築(新築)評価マニュアル」の各分野に示される評価項目について、レベル1～5の採点基準が設けられていますので、その採点基準に従い、評価する建築物について各項目のレベルを決めていきます。基準点を3点とし、通常以上の配慮は4点、格段の配慮は5点です。

決定した各評価項目のレベルに、各評価項目の重み係数を乗じて点数化し、建築物の環境品質にかかる要素(Q)を分子に、建築物による外部への環境負荷にかかる要素(L)を分母にして表される数値=環境効率(BEE)により、環境配慮の取組みを評価することとなります。

実際の評価では、「CASBEE-建築(新築)評価ソフト」及び「CASBEE 北九州評価ソフト」それぞれのレベル入力により、自動的に結果の算出ができます。

(1) 評価に必要なもの

CASBEE 北九州の評価には、「CASBEE 建築(新築)2016年版(2021年SDGs対応版・追補版又は2024年版 評価マニュアル)」及び「北九州市建築物総合環境性能評価制度 CASBEE 北九州マニュアル」を参照してください。また実際の評価には、「CASBEE 建築(新築)2016年版(2021年SDGs対応版・追補版又は2024年版 評価ソフト)」及び「CASBEE 北九州評価ソフト」を使用します。(いずれもマイクロソフト「エクセル」ソフトです。)

◆ 「CASBEE 建築（新築）」の入手方法

「CASBEE 建築(新築)2016年版(2021年SDGs対応版・追補版又は2024年版 評価マニュアル)」のPDFデータ、及び「CASBEE 建築(新築)2016年版(2021年SDGs対応版・追補版又は2024年版 評価ソフト)」は(財)住宅・建築SDGs推進センターのホームページからダウンロードできます。

<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm>

◆ 「CASBEE 北九州」の入手方法

「北九州市建築物総合環境性能評価制度マニュアル」のPDFデータ、および「CASBEE 北九州 評価ソフト」は、以下のホームページアドレスからダウンロードできます。

建築指導課ホームページをご覧ください。北九州市ホームページトップページ画面で、「CASBEE」で検索出来ます。

◆ 「CASBEE 建築（新築）」で評価する項目

「CASBEE 建築(新築)」は、CASBEEとして開発された評価ツールの1つで、新築(改築)建築物を対象としています。(増築はCASBEE 建築(改修)を使用して下さい)

建築物における以下の環境配慮の項目を評価対象とし、SDGsに関する項目の評価は任意とします。

Q 建築物の環境品質	Q2 サービス性能	Q3 室外環境(敷地内)	LR3 敷地外環境
Q1 室内環境 1 音環境 1.1 騒音 1.2 遮音 1 開口部遮音性能 2 界壁遮音性能 3 界床遮音性能(軽量衝撃源) 4 界床遮音性能(重量衝撃源) 1.3 吸音 2 温熱環境 2.1 室温制御 1 室温 2 外皮性能 3 ゾーン別制御性 2.2 湿度制御 2.3 空調方式 3 光・視環境 3.1 屋光利用 1 屋光率 2 方位別開口 3 屋光利用設備 3.2 グレア対策 1 屋光制御 3.3 照度 3.4 照明制御 4 空気環境 4.1 発生源対策 1 化学汚染物質 2 アスベスト対策 4.2 換気 1 換気量 2 自然換気性能 3 取り入れ外気への配慮 4.3 運用管理 1 CO ₂ の監視 2 喫煙の制御	1 機能性 1.1 機能性・使いやすさ 1 広さ・収納性 2 高度情報通信設備対応 3 バリアフリー計画 1.2 心理性・快適性 1 広さ感・景観 2 リフレッシュスペース 3 内装計画 1.3 維持管理 1 維持管理に配慮した設計 2 維持管理用機能の確保 3 衛生管理業務 2 耐用性・信頼性 2.1 耐震・免震 1 耐震性 2 免震・制振性能 2.2 部品・部材の耐用年数 1 躯体材料の耐用年数 2 外壁仕上げ材の補修必要間隔 3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔 4 空調換気ダクトの更新必要間隔 5 空調・給排水配管の更新必要間隔 6 主要設備機器の更新必要間隔 2.4 信頼性 1 空調・換気設備 2 給排水・衛生設備 3 電気設備 4 機械・配管支持方法 5 通信・情報設備 3 対応性・更新性 3.1 空間のゆとり 1 階高のゆとり 2 空間の形状・自由さ 3.2 荷重のゆとり 3.3 設備の更新性 1 空調配管の更新性 2 給排水管の更新性 3 電気配線の更新性 4 通信配線の更新性 5 設備機器の更新性 6 バックアップスペースの確保	1 生物環境の保全と創出 2 まちなみ・景観への配慮 3 地域性・アメニティへの配慮 3.1 地域性への配慮、快適性の向上 3.2 敷地内温熱環境の向上 LR 建築物の環境負荷低減性 LR1 エネルギー 1 建物外皮の熱負荷抑制 2 自然エネルギー利用 3 設備システムの高効率化 集合住宅以外の評価(3a.3b) 集合住宅の評価(3c) 4 効率的運用 集合住宅以外の評価 4.1 モニタリング 4.2 運用管理体制 集合住宅の評価 4.1 モニタリング 4.2 運用管理体制 LR2 資源・マテリアル 1 水資源保護 1.1 節水 1.2 雨水利用・雑排水等の利用 1 雨水利用システム導入の有無 2 雑排水等利用システム導入の有無 2 非再生性資源の使用量削減 2.1 材料使用量の削減 2.2 既存建築躯体等の継続使用 2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用 2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用 2.5 持続可能な森林から産出された木材 2.6 部材の再利用可能性向上への取組み 3 汚染物質含有材料の使用回避 3.1 有害物質を含まない材料の使用 3.2 フロン・ハロンの回避 1 消火剤 2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒	1 地球温暖化への配慮 2 地域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 3 周辺環境への配慮 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 1 騒音 2 振動 3 悪臭 3.2 風害、砂塵、日照障害の抑制 1 風害の抑制 2 砂塵の抑制 3 日照障害の抑制 3.3 光害の抑制 1 屋外照明及び屋内照明のうら外に漏れる光への対策 2 屋外の建物外壁による反射光(グレア)への対策

※注意：環境負荷(L)と環境負荷低減性(LR)

環境負荷(L)は小さい方が望ましいのですが、建築物の環境性能を総合的に評価する時は、環境品質(Q)の大きい方が評価が高くなるのに合わせて、その環境負荷を減らす取り組み、すなわち環境負荷低減性(LR)の大きい方が高い評価になるようにそろえています。従ってBEE値を計算するときは(L)、各項目の評価の際は(LR)と使い分けていますのでご注意ください。

(2) 建物用途分類

次の表を参考に、CASBEE の用途区分に分けて、評価を行ってください。

建物用途と区分

用途区分	用途名	含まれる用途
非住宅系	事 務 所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など
	学 校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など
	物 販 店	百貨店、マーケットなど
	飲 食 店	飲食店、食堂、喫茶店など
	集 会 所	公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示場など
	工 場	工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など
住宅系	病 院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
	ホ テ ル	ホテル、旅館など
	集合住宅	集合住宅(戸建ては対象外)

※用途区分の判断が難しい場合はご相談ください。

◆敷地内に複数棟ある場合

特定建築物は棟ごとに評価します。

- 1 棟毎に評価シートを作成してください。
- 「Q3 室外環境(敷地外)」 「LR3 敷地外環境」の評価項目については、敷地全体での評価を行うこととし、評価シートにはその評価結果を記入してください。但し、敷地が道路等によって複数に分かれる場合には、それぞれで評価を行ってください。

◆病院、ホテル、集合住宅の評価

Q1 及び Q2 の評価にあたっては、各建物の共用部(病院の外来待合い、ホテルのロビー、集合住宅のエントランス等)と、専用部分(病院の病室、ホテルの宿泊室、集合住宅の住戸)を評価します。共用部は〈建物全体・共用部分〉を、専用部分については、〈住居・宿泊部分〉の評価基準に基づいて評価することになります。

◆工場の評価

Q1 の評価にあたっては、生産エリアを除外し、主に居住エリア(執務スペース)を評価の対象としてください。

◆複合用途建築物の評価

複合用途建築物の評価を行う場合は、評価者自らにより、含まれる各用途のレベル(得点)をそれぞれの面積割合により加重平均した結果を入力します。各用途での結果を評価項目毎に面積加重平均し、結果を整数で CASBEE-建築(新築)の評価ソフトに入力(プルダウンから選択)します。平均の結果は四捨五入した整数とします。認証制度に申請する場合など、より詳細な評価を行う場合には、加重平均した小数値を含む値を採点欄に直接数値入力することも出来ます。

LR1 エネルギーの評価では、複合用途建築物の場合「計画書シート」において住宅用途、非住宅用途それぞれに「省エネルギー計画書」または「住宅性能評価書」からの数値の転記欄が設けられているので、用途毎に数値を入力します。全用途における採点レベルの面積加重平均（自動計算）することにより、評価を行います。

◆LR1 エネルギーの採点方法

「LR1 エネルギー」の採点項目では、省エネ法に基づく、建築物の省エネルギー基準を一部項目に採用しています。「1.建物外皮の熱負荷抑制」ではBPIまたはモデル建物法によるBPI_mにより評価します（住宅の場合には品確法の断熱等性能等級）。

「3.設備システムの高効率化」では、BEIまたはモデル建物法によるBEI_mを用い、一次エネルギー消費率により評価します。これら2項目の評価にあたっては、「計画書シート」において入力を行います。具体的には、省エネルギー基準に基づき外皮性能、基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量等おのおの該当する数値を入力します。既に「省エネルギー計画書」または「住宅性能評価書」を作成している場合には、当該数値を「計画書シート」に転記することにより、「1. 建物外皮の熱負荷抑制」「3. 設備システムの高効率化」の評価を行います。

※ BPI：Building PAL＊ Index（PAL に代わる建物の外皮の熱性能を示す指標）

BEI：Building Energy Index（CEC に代わる建物のエネルギー消費率を示す指標）

(3) 評価方法

CASBEE-建築(新築)の具体的な評価方法、各評価項目の採点基準については、「CASBEE 建築(新築)2016 年版(又は 2021 年 SDGs 対応版・追補版又は 2024 年版) 評価マニュアル」を参照してください。

(4) CASBEE-建築(新築)評価にあたって留意が必要な評価項目

次の3項目(Q2／1.1.3 バリアフリー計画、LR2／2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用、LR2／2.4 非構造材料におけるリサイクル材の使用)については、関連する北九州市の条例や基準等も参照のうえ、評価を行ってください。

Q2 サービス性能

1.1.3 バリアフリー計画

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

<建物全体・共用部分>		
用 途	物・飲・会・病・ホ 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡以上の場合	事・学・工・住 および 物・飲・会・病・ホ 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡未満の場合
レベル1	レベル3を満たさない。	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)を満たしている。	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準項目の半分以上を満たしている。
レベル4	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を満たしている。	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)を満たしている。
レベル5	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を超えてさらに十分な配慮を行っており、ユニバーサルなデザインとなっている。	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を満たしている。

<住居・宿泊部分>評価しない。

□解 説

機能的な建築空間は利用する可能性のあるすべての人に開かれている必要がある。

バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)は不特定多数が利用する 2000 ㎡以上の物・飲・会・病・ホ等に対しては、最低基準として「建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)」が義務付けとなっている。

さらに、努力義務として、特段の不自由なく建築物を利用できるようにすることを目的に「建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)」がある。

この項目では、建物全体・共用部分がどの程度バリアフリー新法に適合しているかで評価を行う。

なお、「建築物移動等円滑化基準項目の半分以上」の判断は、チェックリストの中で、計画時に適切に考慮することによって採用可能な全項目数の内、半数以上を満たすこととする。

◆留意点

北九州市においては、バリアフリー新法のほか、福岡県福祉のまちづくり条例の「整備基準」を満たす場合「レベル3」(事・学・工・住はレベル4)、「望ましい基準」を満たす場合「レベル5」としてください。

参考；北九州市ホームページ

建築指導課ホームページをご覧ください。北九州市ホームページトップページ画面で、「福祉のまちづくり条例」で検索出来ます。

- ①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
(平成18年12月施行)
- ②福岡県福祉のまちづくり条例 (都市戦略局建築指導課 093-582-2531)

LR2 資源・マテリアル

2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	構造耐力上主要な部分にリサイクル資材をひとつも用いていない。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	構造耐力上主要な部分にリサイクル資材を用いている

□解 説

本項目は躯体材料におけるリサイクル資材の使用状況を評価する。

評価対象は（公財）日本環境協会が認定している「エコマーク商品」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年5月制定）」で認定されている「特定調達品目」の内、躯体材料でリサイクル資材のものとする。なお、間伐材など持続可能な森林から産出された木材を使用したものは「2.5 持続可能な森林から産出された木材」で評価する。

極端に少量の場合を除き、一部でも使用されていたら、使用されているものとする。

木造建築物の基礎にリサイクル資材を使用している場合も、構造耐力上主要な部分にリサイクル資材を使用しているものとする。

リサイクル資材の例)

①グリーン調達品目（公共工事）

高炉スラグ骨材
フェロニッケルスラグ骨材
銅スラグ骨材
電気炉酸化スラグ骨材
高炉セメント
フライアッシュセメント
エコセメント
製材

②エコマークを取得した「木材などを使用したボード」（エコマーク商品類型111）

③エコマークを取得した「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」（エコマーク商品類型115）

なお、グリーン購入法の特定調達品目、及びエコマーク認定品の情報は随時更新されているので、下記のHP等を確認し評価を行うこと。

- ・環境ラベル等データベース（環境省）
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>)
- ・エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）
(<http://www.gpn.jp/econet/>)
- ・エコマーク商品検索サイト（公益財団法人日本環境協会）
(<http://www.ecomark.jp/search/search.php/>)

◆留意点

上記「リサイクル資材の例」に掲げられる品目であれば、北九州市においては、「北九州市認定建設リサイクル資材使用指針※1」に示される「優先使用資材」「市認定建設リサイクル資材」「エコプレミアム選定製品※2」についても、評価対象として、グリーン調達品目に加えて評価することができます。

参考；北九州市ホームページ

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/gi-kan/O23000009.html>

北九州市ホームページトップページ画面で、「認定建設リサイクル資材」で検索出来ます。

※1 北九州市認定建設リサイクル資材使用指針(平成 18 年 11 月)

本市では、平成 14 年 3 月に政令市初となる「建設リサイクル資材認定制度」の運用を開始、現在は、使用指針を策定しています。この使用指針により、市認定建設リサイクル資材が一定の条件を満たした場合、従来資材に優先して使用する資材「優先使用資材」として本市公共工事での使用が義務づけられます。

(技術監理室技術企画課 093-582-2043)

参考；北九州市ホームページ

北九州市ホームページトップページ画面で、「エコプレミアム」で検索出来ます。

※2 北九州エコプレミアム

本市では、環境負荷が低いことを新しい付加価値として捉えた商品や技術、産業活動を「エコプレミアム」と定義し、北九州発のエコプレミアムを選定しています。選定された商品・サービスは北九州市がPRのバックアップを行なっています。

(環境局グリーン成長推進部サーキュラーエコノミー推進課 093-582-2630)

2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	リサイクル資材を用いていない
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	リサイクル資材を 1 品目用いている
レベル4	リサイクル資材を 2 品目用いている
レベル5	リサイクル資材を 3 品目以上用いている

□解 説

本項目は躯体材料以外におけるリサイクル資材の使用状況を評価する。

評価対象は（公財）日本環境協会が認定している「エコマーク商品」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年 5 月制定）」で定められている「特定調達品目」の内、躯体材料以外に使用されるリサイクル資材のものとする。

評価方法

- ・リサイクル資材の品目の数で評価する。同じ品目に含まれる複数の材料を用いている場合には、材料の数によらず 1 品目としてカウントする。また、間伐材は「特定調達品目」として認められているが、「2.5 持続可能な森林から産出された木材」で評価されるので、本項目では評価しない。
- ・「エコマーク商品」と「特定調達品目」の両方に認定されている場合は、1 品目とする。
- ・極端に少量の場合を除き、一部でも使用されていたら、使用されているものと判断する。
- ・グリーン購入法の特定調達品目、及びエコマーク認定品の情報は随時更新されているので、下記の HP 等を確認し評価を行うこと。

環境ラベル等データベース（環境省）

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>)

エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）

(<http://www.gpn.jp/econet/>)

エコマーク商品総合情報サイト（財団法人日本環境協会）

(<http://www.greenstation.net/>)

参考に、評価対象となるリサイクル資材の例と計算例を次頁に示す。

リサイクル資材の例

評価対象	品目名
グリーン購入法における 特定調達品目	建設汚泥再生処理土 土工用高炉水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材 鉄鋼スラグブロック フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト無筋コンクリート） 陶磁器タイル 製材 集成材 合板 単板積層材 フローリング パーティクルボード 木質系セメント板 ビニル系床材

評価対象	品目名
エコマークを取得したタイル・ブロック（商品類型 109）	タイル ブロック れんが
エコマークを取得した木材などを使用したボード（エコマーク商品類型 111）	ボード
エコマークを取得した間伐材、再・未利用材などを使用した製品（エコマーク商品類型 115）	屋外用品（土木建築用品：小丸太） 屋外用品（土木建築用品：集成材） 屋外用品（土木建築用品：合板） 屋外用品（エクステリア） 屋内用品（床材） 屋内用品（壁材などの内装材） 屋内用品（ふすま枠） 屋内用品（ドア） 活性炭（調湿材） 土壌改良材
エコマークを取得した建築製品（内装工事関係用資材）（エコマーク商品類型 123）	木質フローリング 障子・襖 障子紙・襖紙 ボード 畳 壁紙 断熱材 吸音材料・防音防振マット ビニル床材 階段滑り止め 点字鋸 フリーアクセスフロア アコーディオンドア
エコマークを取得した建築製品（外装、外構関係用資材）（エコマーク商品類型 137）	ルーフィング 屋根材 外装材 プラスチックデッキ材 木材・プラスチック再生複合
エコマークを取得した建築製品（材料系の資材）（エコマーク商品類型 138）	建築用石材 排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管 宅地ます

計算例） れんが（エコマーク商品類型 109）に認定された商品 A と商品 B、陶磁器質タイル（グリーン購入法の特定期調達品目）に認定された商品 C を使用。

⇒れんが 1 品目、陶磁器質タイル 1 品目を使用しているとして、合計 2 品目なのでレベル 4

◆留意点

北九州市においては、前述「2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用」で評価される資材を除き、「北九州市認定建設リサイクル資材使用指針※1」に示される「優先使用資材」「市認定建設リサイクル資材」「エコプレミアム選定製品※2」についても、評価対象として、グリーン調達品目に加えて評価することができます。

なお、「エコプレミアム選定製品」については、リサイクル資材として認定されているもの以外（省エネ機器や節水機器など）は評価対象となりません。

※1、※2: P 11 参照

そのほか、建物の環境配慮にあたって、参考としていただきたい北九州市の基準、条例等を以下に示します。

Q3/2 まちなみ・景観への配慮

①北九州市都市景観条例(昭和 60 年 4 月施行)

北九州市が持つ恵まれた自然や歴史と調和した美しい景観を整え、魅力あるまちづくりを進めていくことを目的に制定された本市の景観施策の根幹となる条例です。

②関門景観条例(平成 13 年 10 月施行)

かけがえのない関門景観を守り・育て・創り、将来へ継承していくため、全国で初めて県境を越えて、下関市、北九州市とともに同一条文で制定された条例です。お互いの都市や、船から見た景観に配慮するという特色があります。

③北九州市臨海部工場、港湾施設等色彩基本計画（平成 4 年 7 月）

④北九州空港周辺景観形成ガイドライン

(都市戦略局都市計画課 093-582-2451)

LR3/3.1.1 騒音

・公害防止条例（昭和 46 年 10 月）

北九州市では市民の健康、生活環境の保全を図ることを目的に公害防止条例を定めています。この条例では工場・事業場に起因する大気汚染、水質汚濁、騒音を規制します。

(環境局環境監視課 093-582-2290)

LR3/3.2.2 日照阻害の抑制

・北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱（平成 2 年 9 月）

(都市戦略局建築指導課 093-582-2531)

全般

・北九州市環境配慮指針（平成 18 年 9 月）

市や民間事業者が開発を行う際に、事業規模の大小を問わず、守るべき環境配慮について、その基本的な考え方や手法等を事業毎に取りまとめました。公共事業については、この指針と環境配慮チェックリストを用いた環境配慮点検制度を平成 19 年 4 月から試行しています。

(環境局環境監視課 093-582-2290)

3.2 CASBEE 北九州における重点項目

建築物はその耐用年数の長さから、将来も、長期にわたり環境への影響が継続します。従って、建物を建てる時点で十分な配慮を行うことがとても重要になります。

「CASBEE 北九州」では本市の環境施策などを参考に、次のような4つの重点項目を設け、建築物の新築や増改築にあたっては、特段の配慮に努めていただくことを期待しています。

(重点項目①) 循環型社会への貢献

「北九州エコタウン事業」などをはじめ、本市では循環型社会の構築に向けた取組みを、全国に先駆け積極的に推進しています。建築物においても、これに準じた取組みが求められます。

1) リサイクルに関する配慮

建築物は使用される資材の量が膨大であり、また解体の際にも非常に多くの廃棄物を排出します。建設時にはリサイクル材を積極的に使用すること、また、将来、建築物が解体される際にリサイクルしやすいようにしておくといった配慮が求められます。

2) 長寿命化に関する配慮

投入される資材を減らし廃棄物を削減するのに最も有効なのは、長く使うことです。使用する資材や機器はできるだけ長寿命の材料とし、用途変更にも耐えうるゆとりのある設計とすることが重要です。

(重点項目②) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、世界的にも最優先に取組まなくてはならない環境問題となっています。北九州市においては、地球温暖化対策推進計画が策定され、計画に掲げられた目標達成に向けた取組みを早急に進める必要があります。

1) 省エネ・省資源に関する配慮

温室効果ガス、特にCO₂排出と最も関係が深いのがエネルギー消費量です。CO₂削減のためには、省エネルギーと省資源に積極的に取り組むことが重要です。

2) 節水に関する配慮

私たちが普段使っている水の処理や給水にも、大量のエネルギーが使われています。節水もCO₂削減には有効な手段です。

(重点項目③) 豊かな自然環境の確保

本市には、豊かな自然環境が多く残されており、これを継承しながら、環境首都としてふさわしい緑豊かなまちづくりが求められます。

1) 生態系保全に関する配慮

まちの緑をネットワークでつないだり、既存の樹木などの生き物が継続して生息できる環境を残すなど、豊かな生態系が守られるよう、生物環境に配慮した計画が望まれます。

2) 緑化に関する配慮

敷地に多く植物を導入することにより、建築物に対する熱負荷が緩和されるとともに、開発が進んだ都市部や沿岸部ではヒートアイランド現象が緩和され、まち全体の環境が向上します。

(重点項目④) 高齢社会への対応

1) バリアフリーに関する配慮

本市は政令指定都市の中で最も高齢化が進んでいます。建物において高齢者や障害者等の移動等円滑化に配慮したバリアフリー対策を進めることは、将来の更なる高齢社会に備えるために重要です。

4. CASBEE 北九州の評価方法

評価にあたっては、まず「CASBEE 建築(新築)2016 年版(2021 年 SDGs 対応版・追補版又は 2024 年版)」で評価を行った後に、その結果の一部を「CASBEE 北九州」評価ソフトに転記(入力)してください。

「CASBEE 北九州」では、4 つの重点項目への配慮の度合いを、マスコットキャラクターの表情(よい、ふつう、がんばろう)と数で表示します。

(1) 「CASBEE 北九州」評価ソフト

「CASBEE 北九州」の評価ソフトは、以下に示すシートのとおりです。水色のセルに該当事項を入力してください。

(2) 入力項目の解説

CASBEE® 北九州

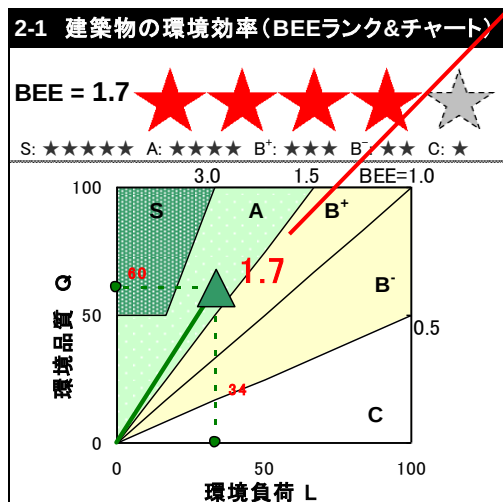
評価結果

■使用評価マニュアル: 北九州市建築物総合環境性能評価制度マニュアル

■使用評価ソフト:

1 建物概要					
建物名称	〇〇ビル	BEE	1.7	BEEランク	A ★★★★★

CASBEE-建築(新築)の評価結果



ランク	ランク表示
S	★★★★★
A	★★★★★
B+	★★★★☆
B-	★★★☆☆
C	★☆☆☆☆

建物の名称、BEE、BEE ランク(S~C)を「CASBEE 建築(新築)」の評価結果表示シートから転記(入力)してください。

(例)

3 設計上の配慮事項とCASBEEのスコア			
使用CASBEE評価マニュアル: CASBEE-建築(新築) 2016年版		使用CASBEE評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2016(v4.02) 1)	
1 循環型社会への貢献		スコア平均 3.0	
リサイクルに関する配慮	長寿命化に関する配慮		
LR2/ 2 非再生性資源の使用量削減 ① スコア 3.4	Q2/ 2.2 部品・部材の耐用年数 ② スコア 3		
	Q2/ 3 対応性・更新性 ③ スコア 2.6		
<自由記述>		<自由記述>	
2 地球温暖化対策の推進		スコア平均 3.1	
省エネ・省資源に関する配慮	節水に関する配慮		
LR3/ 1 地球温暖化への配慮 ④ スコア 3.1	LR2/ 1.1 節水 ⑤ スコア 3		
<自由記述>		<自由記述>	
3 豊かな自然環境の確保		スコア平均 4.0	
生態系保全に関する配慮	緑化に関する配慮		
Q3/ 1 生物環境の保全と創出 ⑥ スコア 4	Q3/ 3.2 敷地内温熱環境の向上 ⑦ スコア 4		
	LR3/ 2.2 温熱環境悪化の改善 ⑧ スコア 4		
<自由記述>		<自由記述>	
4 高齢社会への対応		スコア平均 4.0	
バリアフリーに関する配慮	主な指標		
Q2/ 1.1.3 バリアフリー計画 ⑨ スコア 4	建物の外皮性能 (BPI評価)		
	非住宅: BPI値、住宅: 省エネ等級	0.88	
	建物の一次エネルギー消費量 (BEI評価)		
	非住宅: BEI値、住宅: —	0.72	
	外構緑化指数	5 %	
	建物緑化指数	20 %	
<自由記述>			

1) 評価に用いた「CASBEE 建築(新築)2016年版(2021年SDGs対応版・追補版又は2024年版)」の評価マニュアルと評価ソフトのバージョンを入力します。

2) 4つの重点項目について取組み度を評価するため、対応する「CASBEE 建築(新築)2016年版(2021年SDGs対応版・追補版又は2024年版)」の評価結果(スコア)を「スコアシート」から転記(入力)します。

転記するスコアシートの該当箇所は、P18~P19に示す①~⑨のスコアです。

3) <自由記述>欄には、各重点項目について、設計上の工夫など、配慮事項の概要を入力します。

4) 主な指標欄には、重点項目への配慮度合いにかかわる重要な指標を入力します。各指標については、「CASBEE 建築(新築)評価マニュアル」を参照してください。

記入例と重点項目該当箇所

〇〇ビル		欄に数値またはコメントを記入						
スコアシート		実施設計段階						
配慮項目	環境配慮設計の概要記入欄	建物全体・共用部分		住居・宿泊部分		全体	解説シートの採点結果	
		評価点	重み係数	評価点	重み係数		建物全体	住居宿泊
Q 建築物の環境品質						3.4		
Q1 室内環境			0.40			3.6		
1 音環境		3.0	0.15	-	-	3.0		
1.1 騒音		3.0	0.40	-	-			
1 室内騒音レベル		3.0	1.00	3.0	-		3.0	3.0
2 設備騒音対策		-	-	-	-		0.0	0.0
1.2 遮音		3.0	0.40	-	-			
1 開口部遮音性能		3.0	0.60	3.0	-		3.0	3.0
2 界壁遮音性能		3.0	0.40	3.0	-		3.0	3.0
3 界床遮音性能(軽量衝撃源)		3.0	-	3.0	-		3.0	3.0
4 界床遮音性能(重量衝撃源)		3.0	-	3.0	-		3.0	3.0
1.3 吸音		3.0	0.20	3.0	-		3.0	3.0
2 温熱環境		4.2	0.35	-	-	4.2		
2.1 室温制御		4.2	0.50	-	-			
1 室温設定		設定温度夏25℃冬22.5℃	5.0	0.38	3.0	-	5.0	3.0
2 負荷変動・追従制御性			-	-	-		0.0	
3 外皮性能		ダブルスキン	5.0	0.25	3.0	-	5.0	3.0
4 ゾーン別制御性			3.0	0.38	-	-	3.0	
5 温度・湿度制御			-	-	-		0.0	0.0
6 個別制御			-	-	-		0.0	0.0
7 時間外空調に対する配慮			-	-	-		0.0	
8 監視システム			-	-	-		0.0	
2.2 湿度制御			3.0	0.20	3.0	-	3.0	3.0
2.3 空調方式		床吹出し空調の採用	5.0	0.30	3.0	-	5.0	3.0
3 光・視環境			3.6	0.25	-	-	3.6	
3.1 昼光利用			5.0	0.30	-	-		
1 昼光率		昼光率25%	5.0	0.60	3.0	-	5.0	3.0
2 方位別開口			-	-	3.0	-		3.0
3 昼光利用設備		ライトシェルフ	5.0	0.40	3.0	-	5.0	3.0
3.2 グレア対策			3.0	0.30	-	-		
照明器具のグレア			-	-	-		0.0	0.0
2 昼光制御			3.0	1.00	3.0	-	3.0	3.0
3 映り込み対策			-	-	-		0.0	
3.3 照度			3.0	0.15	3.0	-	3.0	3.0
3.4 照明制御			3.0	0.25	3.0	-	3.0	3.0
4 空気質環境			3.4	0.25	-	-	3.4	
4.1 発生源対策			3.0	0.50	-	-		
1 化学汚染物質			3.0	1.00	3.0	-	3.0	3.0
2 アスベスト対策			-	-	-	-	0.0	0.0
3 ダニ・カビ等			-	-	-	-	0.0	0.0
4 レンゾイ対策			-	-	-	-	0.0	0.0
4.2 換気			3.0	0.30	-	-		
1 換気量			3.0	0.33	3.0	-	3.0	3.0
2 自然換気性能			3.0	0.33	3.0	-	3.0	3.0
3 取り入れ外気への配慮			3.0	0.33	3.0	-	3.0	3.0
4 給気計画			-	-	-	-	0.0	0.0
4.3 運用管理			5.0	0.20	-	-		
1 CO ₂ の監視		CO2監視装置	5.0	0.50	-	-	5.0	
2 喫煙の制御		全館分煙	5.0	0.50	-	-	5.0	
Q2 サービス性能			-	0.30	-	-	3.0	
1 機能性			3.5	0.40	-	-	3.5	
1.1 機能性・使いやすさ			3.0	0.40	-	-		
1 広さ・収納性			3.0	0.33	3.0	-	3.0	3.0
2 高度情報通信設備対応		コンセント40V/A/m ² 以上	4.0	0.33	3.0	-	4.0	3.0
3 バリアフリー計画		誘導基準	4.0	0.33	-	-	4.0	
1.2 心理性・快適性			4.0	0.30	-	-		
1 広さ感・景観			3.0	0.33	3.0	-	3.0	3.0
2 リフレッシュスペース		リフレッシュスペース	5.0	0.33	-	-	5.0	
3 内装計画		モックアップ作成	4.0	0.33	-	-	4.0	0.0
1.3 維持管理			3.0	0.30	-	-		
1 維持管理に配慮した設計			3.0	0.50	-	-	3.0	
2 維持管理用機能の確保			3.0	0.50	-	-	3.0	
2 耐用性・信頼性			2.9	0.31	-	-	2.9	
2.1 耐震・免震			3.2	0.48	-	-		
1 耐震性			3.0	0.80	-	-	3.0	
2 免震・制振性能		制振装置の導入	4.0	0.20	-	-	4.0	
2.2 部品・部材の耐用年数			3.0	0.33	-	-		
1 躯体材料の耐用年数			3.0	0.23	-	-	3.0	
2 外壁仕上げ材の補修必要間隔			3.0	0.23	-	-	3.0	
3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔			3.0	0.09	-	-	3.0	
4 空調換気ダクトの更新必要間隔			3.0	0.08	-	-	3.0	
5 空調・給排水配管の更新必要間隔			3.0	0.15	-	-	3.0	
6 主要設備機器の更新必要間隔			3.0	0.23	-	-	3.0	

解説シートの採点結果	
建物全体	住居宿泊

3.0	3.0
0.0	0.0

3.0	3.0
3.0	3.0
3.0	3.0
3.0	3.0
3.0	3.0

5.0	3.0
0.0	
5.0	3.0
3.0	
0.0	0.0
0.0	0.0
0.0	
3.0	3.0
5.0	3.0

5.0	3.0
5.0	3.0

0.0	0.0
3.0	3.0
0.0	
3.0	3.0
3.0	3.0

3.0	3.0
0.0	0.0
0.0	0.0
0.0	0.0

3.0	3.0
3.0	3.0
3.0	3.0
0.0	0.0

5.0	
5.0	

3.0	3.0
4.0	3.0
4.0	

3.0	3.0
5.0	
4.0	0.0

3.0	
3.0	

3.0	
4.0	

3.0	
3.0	
3.0	
3.0	
3.0	
3.0	

2.4 信頼性	1	空調・換気設備	2.2	0.19	-	-	-	1.0
	2	給排水・衛生設備	1.0	0.20	-	-	-	1.0
	3	電気設備	1.0	0.20	-	-	-	3.0
	4	機械・配管支持方法	3.0	0.20	-	-	-	3.0
	5	通信・情報設備	3.0	0.20	-	-	-	3.0
			3.0	0.20	-	-	-	3.0
3 対応性・更新性			2.6	0.29	-	-	③	2.6
3.1 空間のゆとり	1	階高のゆとり	3.0	0.31	-	-	-	3.0
	2	空間の形状・自由さ	3.0	0.60	3.0	-	-	3.0
3.2 荷重のゆとり	1	空間の形状・自由さ	3.0	0.40	3.0	-	-	3.0
	2	空間の形状・自由さ	3.0	0.31	3.0	-	-	3.0
3.3 設備の更新性			2.0	0.38	-	-	-	2.0
1	1	空調配管の更新性	2.0	0.17	-	-	-	2.0
	2	給排水管の更新性	2.0	0.17	-	-	-	2.0
	3	電気配線の更新性	1.0	0.11	-	-	-	1.0
	4	通信配線の更新性	3.0	0.11	-	-	-	3.0
	5	設備機器の更新性	1.0	0.22	-	-	-	1.0
	6	バックアップスペースの確保	3.0	0.22	-	-	-	3.0
Q3 室外環境(敷地内)			-	0.30	-	-	-	3.4
1 生物環境の保全と創出			4.0	0.30	-	-	⑥	4.0
2 まちなみ・景観への配慮			3.0	0.40	-	-	-	3.0
3 地域性・アメニティへの配慮			3.5	0.30	-	-	-	3.5
3.1 地域性への配慮、快適性の向上	1	地域性への配慮、快適性の向上	3.0	0.50	-	-	-	3.0
	2	敷地内温熱環境の向上	⑦	4.0	0.50	-	-	4.0
LR 建築物の環境負荷低減性			-	-	-	-	-	3.4
LR1 エネルギー			-	0.40	-	-	-	3.7
1 建築物の熱負荷抑制			3.5	0.30	-	-	-	3.5
2 自然エネルギー利用			3.0	0.20	-	-	-	3.0
実施・竣工	1	実施・竣工	3.0	-	-	-	-	3.0
	2	基本	3.0	1.00	-	-	-	3.0
	2.1	自然エネルギーの直接利用	3.0	0.50	-	-	-	3.0
	2.2	自然エネルギーの変換利用	3.0	0.50	-	-	-	3.0
3 設備システムの高効率化			ERR=17.1	4.5	0.30	-	-	4.5
4 効率的運用			3.5	0.20	-	-	-	3.5
4.1 モニタリング	1	モニタリング	4.0	0.50	-	-	-	4.0
	2	運用管理体制	3.0	0.50	-	-	-	3.0
LR2 資源・マテリアル			-	0.30	-	-	-	3.2
1 水資源保護			3.4	0.15	-	-	-	3.4
1.1 節水	1	節水	⑤	3.0	0.40	-	-	3.0
	2	雨水利用・雑排水等の利用	3.6	0.60	-	-	-	3.6
1.2 雨水利用・雑排水等の利用	1	雨水利用システム導入の有無	4.0	0.67	-	-	-	4.0
	2	雑排水等利用システム導入の有無	3.0	0.33	-	-	-	3.0
2 非再生性資源の使用量削減			3.4	0.63	-	-	①	3.4
2.1 材料使用量の削減	1	材料使用量の削減	3.0	0.07	-	-	-	3.0
	2	既存建築躯体等の継続使用	3.0	0.24	-	-	-	3.0
	2.2 躯体材料におけるリサイクル材の使用	高炉セメント	5.0	0.20	-	-	-	5.0
	2.3 非構造材料におけるリサイクル材の使用	-	3.0	0.20	-	-	-	3.0
	2.4 持続可能な森林から産出された木材	-	3.0	0.05	-	-	-	3.0
	2.5 部材の再利用可能性向上への取組み	-	3.0	0.24	-	-	-	3.0
3 汚染物質含有材料の使用回避			2.7	0.22	-	-	-	2.7
3.1 有害物質を含まない材料の使用	1	有害物質を含まない材料の使用	3.0	0.32	-	-	-	3.0
	2	フロム・ハロンの回避	2.6	0.68	-	-	-	2.6
3.2 フロン・ハロンの回避	1	消火剤	2.0	0.33	-	-	-	2.0
	2	発泡剤(断熱材等)	3.0	0.33	-	-	-	3.0
	3	冷媒	3.0	0.33	-	-	-	3.0
LR3 敷地外環境			-	0.30	-	-	-	3.2
1 地球温暖化への配慮			3.1	0.33	-	-	④	3.1
2 地域環境への配慮			3.5	0.33	-	-	-	3.5
2.1 大気汚染防止	1	大気汚染防止	3.0	0.25	-	-	-	3.0
	2	温熱環境悪化の改善	⑧	4.0	0.50	-	-	4.0
2.2 地域インフラへの負荷抑制			3.0	0.25	-	-	-	3.0
1	1	雨水排水負荷低減	-	-	-	-	-	0.0
	2	汚水処理負荷抑制	3.0	0.33	-	-	-	3.0
	3	交通負荷抑制	3.0	0.33	-	-	-	3.0
	4	廃棄物処理負荷抑制	3.0	0.33	-	-	-	3.0
3 周辺環境への配慮			3.0	0.33	-	-	-	3.0
3.1 騒音・振動・悪臭の防止	1	騒音・振動・悪臭の防止	3.0	0.40	-	-	-	3.0
	2	騒音	3.0	1.00	-	-	-	0.0
	3	振動	-	-	-	-	-	0.0
3.2 風害、砂塵、日照障害の抑制	1	風害、砂塵、日照障害の抑制	3.0	0.40	-	-	-	3.0
	2	風害の抑制	3.0	0.70	-	-	-	3.0
	3	砂塵の抑制	3.0	-	-	-	-	3.0
3.3 光害の抑制	1	風害の抑制	3.0	0.30	-	-	-	3.0
	2	砂塵の抑制	3.0	0.20	-	-	-	3.0
	3	日照障害の抑制	3.0	0.70	-	-	-	3.0
1	1	屋外照明及び室内照明のうち外に漏れる光への対策	3.0	0.30	-	-	-	3.0
	2	屋外の建物外壁による反射光(グレア)への対策	3.0	0.30	-	-	-	3.0

5. CASBEE 北九州の評価結果

CASBEE 北九州の評価結果は、「CASBEE 建築（新築）」評価結果表示シートと、「CASBEE 北九州」公表用シートの2つを表示します。

◆ 「CASBEE 建築(新築)年版」評価結果表示シート (例)

CASBEE®-建築(新築) | 評価結果 |

■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2016年版 ■使用評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2014(v4.02)

1-1 建物概要		1-2 外観	
建物名称	〇〇ビル	階数	地上〇〇F
建設地	〇〇県〇〇市	構造	RC造
用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX 人
気候区分		年間使用時間	XXX 時間/年
建物用途	事務所	評価の段階	実施設計段階評価
竣工年	2016年12月 0.0	評価の実施日	2014年7月8日
敷地面積	XXX m ²	作成者	〇〇〇
建築面積	XXX m ²	確認日	2014年7月10日
延床面積	3,000 m ²	確認者	〇〇〇

外観/バス等
図を貼り付けるときは
シートの保護を解除してください

2-1 建築物の環境効率(BEEランク&チャート)	2-2 ライフサイクルCO ₂ (温暖化影響チャート)	2-3 大項目の評価(レーダーチャート)
BEE = 1.2 ★★★★★★☆☆☆☆ S: ★★★★★★ A: ★★★★★★ B: ★★★★★★ C: ★★★★★★ 環境負荷 L	★☆☆☆☆ 30% ☆☆☆☆☆ 60% ☆☆☆☆☆ 80% ☆☆☆☆☆ 100% ☆☆☆☆☆ 100%超: ☆ 標準計算 ①参照値 ②建築物の取組み ③上記②以外のオンサイト手法 ④上記③+オフサイト手法 このグラフは、LR3中の「地球温暖化への配慮」の内容を、一般的な建物(参照値)と比したライフサイクルCO₂排出量の目安で示したものです	Q1 室内環境 Q2 サービス性能 Q3 室外環境(敷地内) LR1 エネルギー LR2 資源・マテリアル LR3 敷地外環境

2-4 中項目の評価(バーチャート)		
Q 環境品質 Q1 室内環境 Q1のスコア= 3.0 音環境 2.6 温熱環境 2.4 光・視環境 3.6 空気質環境 3.7 Q2 サービス性能 Q2のスコア= 3.2 機能性 3.8 耐用性・信頼性 3.0 対応性・更新性 2.6 Q3 室外環境(敷地内) Q3のスコア= 3.0 生物環境 3.0 まちなみ・景観 3.0 地域性・アメニティ 3.0		
LR 環境負荷低減性 LR1 エネルギー LR1のスコア= 3.6 建物外皮の熱負荷 4.0 自然エネルギー 3.0 設備システム効率化 4.0 効率的運用 2.5 LR2 資源・マテリアル LR2のスコア= 3.0 水資源 3.4 非再生材料の使用削減 2.7 汚染物質回避 3.6 LR3 敷地外環境 LR3のスコア= 3.3 地球温暖化への配慮 5.0 地域環境への配慮 2.5 周辺環境への配慮 2.4		

3 設計上の配慮事項		
総合 注) 設計における総合的なコンセプトを簡潔に記載してください。		
Q1 室内環境 注) 「Q1 室内環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	Q2 サービス性能 注) 「Q2 サービス性能」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	Q3 室外環境(敷地内) 注) 「Q3 室外環境(敷地内)」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。
LR1 エネルギー 注) 「LR1 エネルギー」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	LR2 資源・マテリアル 注) 「LR2 資源・マテリアル」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。	LR3 敷地外環境 注) 「LR3 敷地外環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。

■CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency (建築環境総合性能評価システム)

■Q: Quality (建築物の環境品質)、L: Load (建築物の環境負荷)、LR: Load Reduction (建築物の環境負荷低減性)、BEE: Built Environment Efficiency (建築物の環境効率)

■「ライフサイクルCO₂」とは、建築物の部材生産・建設から運用、改修、解体廃棄に至る一生の間の二酸化炭素排出量を、建築物の寿命年数で除した年間二酸化炭素排出量のこと

■評価対象のライフサイクルCO₂排出量は、Q2、LR1、LR2中の建築物の寿命、省エネルギー、省資源などの項目の評価結果から自動的に算出される

■LCCO₂の算定条件等については、「LCCO₂算定条件シート」を参照されたい

◆前ページ(P20)「CASBEE 建築(新築)評価結果表示シート」の解説です。

1-1 建物概要

特定建築物の名称及び建設地、建築物の用途、敷地面積及び延べ面積、建築物の竣工年月等を示します。

2-1 建築物の環境効率(BEE:Building Environmental Efficiency)

Q(建築物の環境品質)とL(建築物の環境負荷)の評価結果から算出される「建築物の環境効率: BEE」を表示しています。QとLの値はそれぞれQ分野の総合得点(スコア)QおよびLR分野の総合得点(スコア)LRから導かれます。縦軸にQ、横軸にLをとったBEEのグラフ上で、BEEの傾きに従ってC(劣る)からB-、B+、A、S(素晴らしい)の5ランクによって建築物の総合的な環境性能評価結果をランキングします。

グラフの上にはBEEの結果を赤星の数で示しています。

ランク	評価	BEE 値ほか	ランク表示
S	素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	★★★★★
A	大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	★★★★☆
B+	良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	★★★☆☆
B-	やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	★★☆☆☆
C	劣る	BEE=0.5 未満	★☆☆☆☆

2-2 ライフサイクルCO₂ (温暖化影響チャート)

参照値と評価対象のライフサイクルCO₂が棒グラフで表示されます。参照値におけるライフサイクルCO₂排出量を100%したときの評価対象の排出率(%)が表示されます。参照値は、ライフサイクルCO₂関連評価がレベル3の一般的な建物のライフサイクルCO₂排出量を示しており、計画建物がどれだけCO₂排出量を削減しているか比較できます。

2-3 レーダーチャート

さらに、Q-1 からLR-3 まで6分野毎の得点がレーダーチャートに一括して示され、評価対象建築物における環境配慮の特徴が一目でわかるようになっています。

2-4 バーチャート

QとLは、それぞれ3つの評価分野に分かれています。

Q(建築物の環境品質)は上欄に、「Q1 室内環境」、「Q2 サービス性能」、「Q3 室外環境(敷地内)」の3つの分野ごとの評価結果が棒グラフで表示されます。また、LR(建築物の環境負荷低減性)は下欄に、「LR1 エネルギー」、「LR2 資源・マテリアル」、「LR3 敷地外環境」の評価結果が同様に表示されます。レベル3(赤い線)が一般的な取組みレベルを示し、それ以上がレベル4、レベル5、それ以下はレベル2、レベル1となります。

3 設計上の配慮事項(自由記述)

評価建物の環境配慮の全体像を第三者が把握し易くするために、環境配慮設計における配慮事項を表示します。

◆ 「CASBEE 北九州」公表用シート(例)

CASBEE® 北九州

| 評価結果 |

■使用評価マニュアル: 北九州市建築物総合環境性能評価制度マニュアル

■使用評価ソフト: CASBEE北九州_2016(v4.02)

1 建物概要						
建物名称	〇〇ビル	BEE	1.7	BEEランク	A	★★★★
2 重点項目への取組み度						
重点項目	得点※/満点	取組み度	評価			
1 循環型社会への貢献	3.0 /5		ふつう			
2 地球温暖化対策の推進	3.0 /5		ふつう			
3 豊かな自然環境の確保	4.0 /5		よい			
4 高齢社会への対応	4.0 /5		よい			
※ 対応するCASBEEのスコア(平均)を5点満点で表示します。(スコア1.0=1点、スコア5.0=5点)		評価 凡例	よい 4 点以上	ふつう 3 点以上	がんばろう 3 点未満	
3 設計上の配慮事項とCASBEEのスコア						
使用CASBEE評価マニュアル: CASBEE-建築(新築) 2016年版		使用CASBEE評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2016(v4.02)				
1 循環型社会への貢献			スコア平均 3.0			
リサイクルに関する配慮 LR2/ 2 非再生性資源の使用量削減		スコア 3.4	長寿命化に関する配慮 Q2/ 2.2 部品・部材の耐用年数 Q2/ 3 対応性・更新性		スコア 3 2.6	
<自由記述>			<自由記述>			
2 地球温暖化対策の推進			スコア平均 3.1			
省エネ・省資源に関する配慮 LR3/ 1 地球温暖化への配慮		スコア 3.1	節水に関する配慮 LR2/ 1.1 節水		スコア 3	
<自由記述>			<自由記述>			
3 豊かな自然環境の確保			スコア平均 4.0			
生態系保全に関する配慮 Q3/ 1 生物環境の保全と創出		スコア 4	緑化に関する配慮 Q3/ 3.2 敷地内温熱環境の向上 LR3/ 2.2 温熱環境悪化の改善		スコア 4 4	
<自由記述>			<自由記述>			
4 高齢社会への対応			スコア平均 4.0			
バリアフリーに関する配慮 Q2/ 1.1.3 バリアフリー計画		スコア 4	主な指標			
<自由記述>			建物の外皮性能 (BPI評価) 非住宅: BPI値、住宅: 省エネ等級 0.88 建物の一次エネルギー消費量 (BEI評価) 非住宅: BEI値、住宅: - 0.72 外構緑化指数 5 % 建物緑化指数 20 %			

: 入力欄

: CASBEE-建築(新築)の採点結果から転記してください。

◆前ページ「CASBEE 北九州公表用シート」の解説です。

1 建物概要

特定建築物の名称、CASBEE-建築(新築)での評価結果のうち BEE 値、BEE ランク(S~C)を示します。

2 北九州市の重点項目への取り組み度

CASBEE 北九州における4つの重点項目への取り組み度の結果を示します。各項目への配慮の度合いがイメージキャラクターの数で5点満点で表示されます。

また、それぞれの取り組み度を3段階評価し、イメージキャラクターの表情(よい、ふつう、がんばろう)でわかりやすく表示します。

よい 4 点以上 	ふつう 3 点以上 	がんばろう 3 点未満 
---	--	---

3 設計上の配慮事項と CASBEE のスコア

各重点項目に対する設計上の工夫など、配慮事項の概要が表示されます。

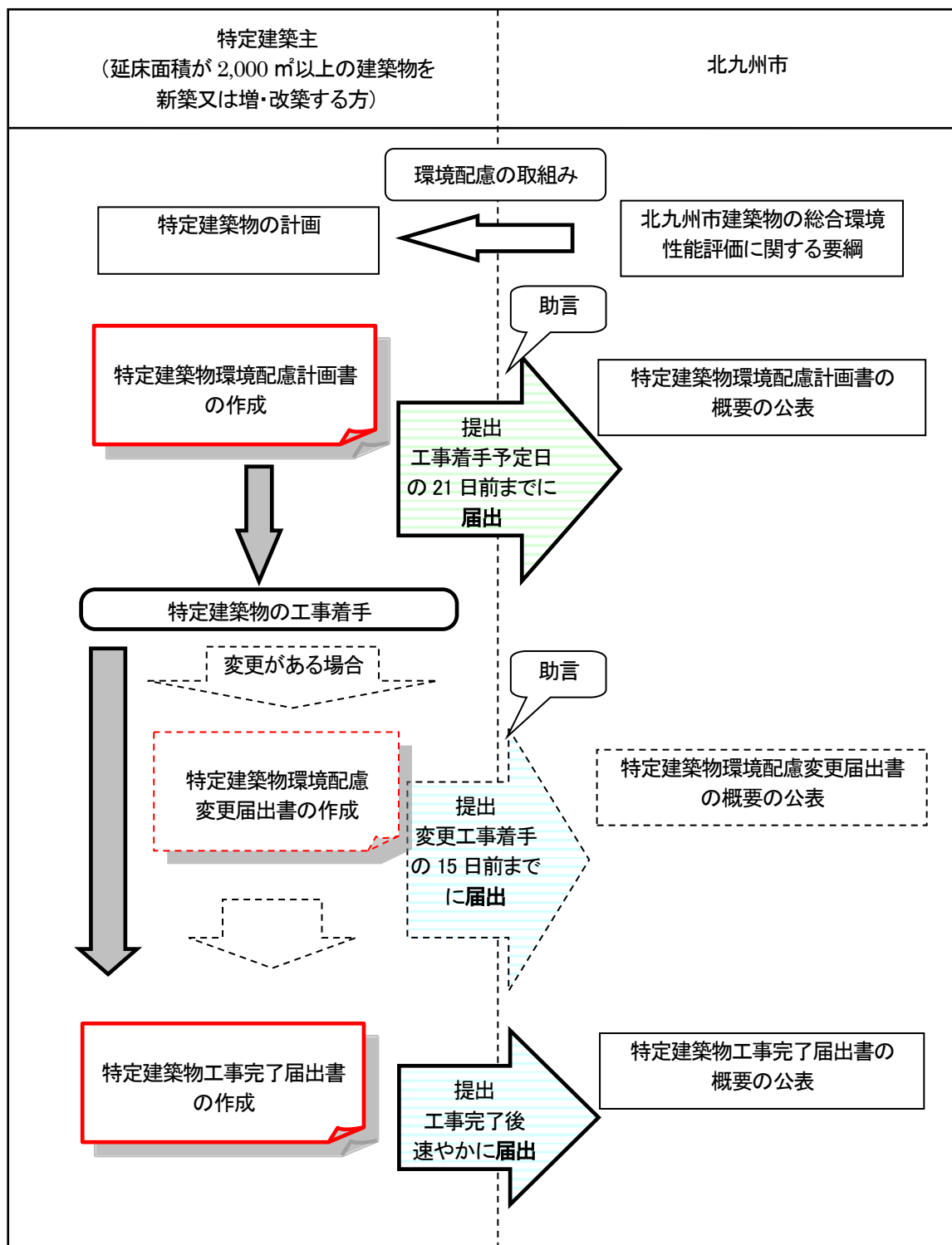
北九州市の重点項目の取り組み度を評価するため、各重点項目に該当する「CASBEE 建築(新築)」の評価項目の評価結果(スコア)を表示します。

また、主な指標欄には重点項目への配慮度合いにかかわる重要な指標を表示します。

6. 届出手続きの流れ

特定建築物を新築や増改築する方(特定建築主)は、北九州市が定める様式に従って、以下の届出が必要です。

- 建築物環境配慮計画書(工事着手予定日の21 日前まで)
- 建築物環境配慮計画書の変更(変更の工事着手の15 日前まで)
- 工事完了(速やかに)
- 工事の取り止め(速やかに)



◆ 提出部数

- ア 特定建築物環境配慮計画書:正本・副本(各 1 部)
- イ 特定建築物環境配慮変更届出書:正本・副本(各 1 部)
- ウ 特定建築物取りやめ届出書:(1 部)
- エ 特定建築物工事完了届出書:(1 部)

届出先、問い合わせ窓口：

北九州市都市戦略局指導部建築指導課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号(市庁舎 13 階)

TEL 093-582-2531

(1) 特定建築物環境配慮計画書の届出

特定建築主の方は、工事着手予定の 21 日前までに、特定建築物環境配慮計画書(第 1 号様式)に関連する図書を添付(「7 添付図書」参照)の上、正本・副本(各 1 部)を提出してください。届出の概要は、北九州市ホームページなどにより公表します。

※特定建築物環境配慮計画書の記載方法等については、事前に御相談の上、提出をお願いします。

(2) 特定建築物環境配慮計画書の変更届

特定建築物環境配慮計画書に記載されている事項を変更する場合は、「特定建築物環境配慮変更届出書」(第 2 号様式)に変更に係る図書を添付の上、正本・副本(各 1 部)を提出してください。

特定建築物の名称や所在地、特定建築主の氏名、設計者の氏名に関する事項に変更がある場合は変更後速やかに、特定建築物の概要や環境性能評価の結果に関する事項に変更がある場合は、当該変更に係る工事に着手する 15 日前までにその旨を届け出てください。

ただし、評価結果に変更がない場合については、届出の必要はありません。特定建築物環境配慮計画書の届出の際に添付した図書・図面に変更があった場合には、変更後のものを添付してください。また、特定建築主の住所を変更した場合などは、速やかに変更の届出をしてください。

(3) 特定建築物の取りやめの届出

特定建築物の新築等を取りやめた時は「特定建築物取りやめ届出書」(第 3 号様式)により、速やかにその旨を届け出てください。

(4) 工事完了の届出

特定建築物の工事が完了した場合は、特定建築物工事完了届(第 4 号様式)によって、工事完了後、速やかに、届出をしてください。届出の際には、必要に応じて、導入設備のカタログ等、環境配慮の取り組みの実施結果が確認できる図書・図面を添付してください。(1 部)

(5)届出の概要の公表

届出の概要は、北九州市のホームページ及び担当窓口で公表します。公表内容は、「8. 届出内容の公表」(P28)を確認してください。

(6)助言

市長は、特定建築主に対して、特定建築物環境配慮計画書の内容について、助言を行うことがあります。

(7)報告の徴収

市長は、特定建築主に対して、特定建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることがあります。

7. 添付図書

建築物環境配慮計画書と一緒に、次の添付図書を提出してください。

(1) 「CASBEE 北九州」による評価を行う場合

区分	図書の種類	明示すべき事項
1	CASBEE 北九州 公表用シート	特定建築物の名称、重点項目に対する取組み度、設計上の配慮事項、主な指標
2	メインシート (CASBEE 建築(新築)により作成されるものに限る。 電子データを含む。 以下5の項まで同じ。)	特定建築物の名称及び所在地、特定建築主の氏名(法人にあっては、名称、代表者の氏名)、設計者の氏名(法人にあっては、名称、代表者の氏名)、特定建築物の用途、敷地面積及び延べ面積、特定建築物の竣工年月(予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び、環境負荷の低減における評価結果、評価分野における評価結果
3	評価結果シート	
4	スコアシート	配慮項目における得点、環境配慮設計の概要
5	解説シート	配慮項目における得点
6	付近見取図	方位、道路、目標となる地物
7	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における、特定建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
8	緑地計画図	樹種、緑地部分の面積、緑化率
9	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
10	2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
11	2面以上の断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ、建築物の高さ
12	内部仕上表	主要な室の床・壁・天井の仕上げ
13	計算書	昼光率、壁長さ比率
14	機器リスト	空調設備機器、換気設備機器、ポンプ類
15	空調ダクト系統図	給気口、排気口、給気機、排気機、空調設備機器、ダクト類
16	空調配管系統図	配管口径、空調設備機器
17	基準階平面図(設備)	給気口、排気口、給気機、排気機、空調設備機器、換気設備機器、ダクト類
18	衛生機器リスト	水槽類、ポンプ類、衛生機器類
19	給排水系統図	給水、排水管等の材質、口径寸法、配置
20	照明関係図、照度計算書	制御区画、設計照度
21	エネルギー関係図	省エネルギー計画書に準じた図書
22	その他市長が必要と認める図書	特定建築物の環境品質の向上及び、特定建築物による、環境負荷の低減のための措置について参考となる事項

※1 届出内容を確認するため、根拠となる図書等の提出を別途求める場合があります。

※2 区分3の図書は、2021年SDGs対応版・追補版又は2024年版でSDGs項目を評価した場合は、SDGs評価ありのシートも提出してください。

※3 区分1から区分5までは、CD-Rで電子データを提出してください。

※4 区分14～21までの図書は、建築物省エネ法による適合性判定に添付されている場合は、計画書の写しの提出をもって、省略することができます。

※5 区分5、8、12～21までの図書は、CASBEE建築評価員が評価確認を行っている場合は、CASBEE建築評価員の評価員登録証明書の写しの提出をもって、省略することができます。

(2) 「ZEB 等評価ツール」による評価を行う場合

区分	図書の種類	明示すべき事項
1	ZEB 等評価ツール 評価結果シート	ZEB 又は ZEH-M の達成度、省エネ性能ラベル、一次エネルギー消費量水準、年間熱負荷係数又は外皮平均熱貫流率
2	エネルギー消費性能計算プログラム計算書	建築物エネルギー消費性能適合性判定に用いる計算結果・評価結果
3	付近見取図	方位、道路、目標となる地物
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における特定建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
5	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
6	2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
7	2面以上の断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ、建築物の高さ
8	その他市長が必要と認める図書	特定建築物の環境品質の向上及び特定建築物による環境負荷の低減のための措置について参考となる事項

※1 届出内容を確認するため、根拠となる図書等の提出を別途求める場合があります。

※2 「ZEB 等評価ツール」の作成方法は、マニュアル別冊「ZEB 等評価ツールの作成方法」を参照してください。

8. 届出内容の公表

届出いただいた評価結果の概要は、建築指導課窓口及び北九州市のホームページにて公表します。建築主は評価を実施し、結果を公表することで、建築物の環境性能を消費者にアピールすることができます。

公表する内容は次の通りです。届出内容を確認後、随時公表します。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
- (2) 特定建築主の氏名(法人にあっては、名称、代表者の氏名)
- (3) 設計者の氏名(法人にあっては、名称、代表者の氏名)
- (4) 特定建築物の概要
- (5) CASBEE 建築(新築)による特定建築物に係る総合的な環境性能評価の結果
(「ZEB 等評価ツール」による評価を行う場合は、ZEB 等の達成度)
- (6) CASBEE 北九州による特定建築物に係る重点項目に対する取組み度
(「ZEB 等評価ツール」による評価を行う場合は、省エネ性能の評価結果)

〈注意〉

- (1) 公表期間は、おおむね3年間とします。
- (2) 特定建築主名・設計者名の情報の公表を希望されない場合は、届出時に担当窓口で申し出てください。また、届出書欄外にその旨を記載してください。
- (3) 本制度は、建築主の自己評価による届出を公表するもので、本市が認証等を行ったものではありません。

NO	建物名称	建築物の所在地	建物用途	建築主	設計者	環境性能 ランク	環境配慮の概要
1	〇〇市役所	小倉北区城内 1-1	官公庁 施設	北九州市	北九州市	A	●CASBEE 北九州公表用シート(PDF) ●CASBEE 建築(新築) 2016 年版 (2021 年 SDGs 対応版・追補版又は 2024 年版 評価結果シート(PDF) ●CASBEE 建築(新築) スコアシート (PDF)
2	〇〇区役所	小倉北区大手町 1-1	官公庁 施設	北九州市	北九州市	『ZEB』 相当	●ZEB 等評価ツール 評価結果シート (PDF)
3	...	...	...	...	...	...	...

◆ 環境配慮の取組みを進めていただくために(基本設計段階からの取組み)

確実に効率的な環境配慮設計を行うには、基本計画段階からの取組みが重要です。

「CASBEE 北九州」は、「CASBEE 建築(新築)」をベースに構築された評価システムです。「CASBEE 北九州」の評価にあたっては、基本設計段階から以下に示すチェックを行なう事が有効です。

- 1.各評価項目の採点基準を確認する
- 2.レベル3(一般的な取組みレベル)の内容を確認し、設計に盛り込むようにする
- 3.設計の中で特に取組む内容について、関連する評価項目を確認し目標レベルを設定する
- 4.上記による簡易評価を実施し、目標とするランクを確認する

9. 届出書様式

届出書様式は、北九州市のホームページからダウンロードすることができます。次の記入例の下線部を参考に記入してください。

- (1) 特定建築物環境配慮計画書
- (2) 特定建築物環境配慮変更届出書
- (3) 特定建築物取りやめ届出書
- (4) 特定建築物工事完了届出書

届出様式は以下からダウンロード出来ます
建築指導課ホームページをご覧ください。北九州市ホームページトップページ画面で、「CASBEE」で検索出来ます。

特定建築物環境配慮計画書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

北九州市長 様

届出者の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

北九州市建築物の総合環境性能評価に関する要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	特定 建 築 主	フリガナ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 氏 名 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
2	設 計 者	資格(〇〇〇)建築士(〇〇〇〇)登録第 〇〇〇〇号 氏名 〇〇〇〇 建築士事務所名 〇〇〇〇〇(〇〇〇)建築士事務所(〇〇〇)知事登録第〇〇〇〇号 郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇所在地〇〇市〇〇町〇-〇電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
3	特定建築 物環境配 慮計画書 作 成 者	〇〇株式会社〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 (CASBEE 評価員の場合 登録番号〇〇〇-〇〇 号)
4	届出書に ついての 連 絡 先	氏 名 〇〇株式会社〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
※ 受 付 欄	(この欄にはなにも記入し ないでください)	※ 特 記 欄 (この欄にはなにも記入しないでください)

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 この計画書は、特定建築物ごとに提出してください。

(裏)

5	特定建築物の 名称及び所在地	フリガナ <u>○○○○○○</u> 名 称 <u>○○ビルディング</u> 所在地 <u>○○市○○町○丁目○番○号</u>
特 定 建 築 物 の 概 要	(1) 工事種別	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築
	(2) 床面積 の合計	届出部分 (<u>0,000</u> m ²) 届出以外の部分 (<u>0,000</u> m ²) 合 計 (<u>0,000</u> m ²)
	(3) 用 途	☒ 事務所(<u>0,000</u> m ²) ☐ 学校 (m ²) ☐ 物販店(m ²) ☐ 飲食店(m ²) ☐ 集会所 (m ²) ☐ 病院 (m ²) ☐ ホテル(m ²) ☐ 集合住宅(m ²) ☐ 工場 (m ²) ※(m ²)内に当概用途の届出部分床面積を記入
	(4) 構 造	<u>鉄筋コンクリート造</u>
	(5) 高 さ 及 び 階 数	(<u>0,000</u>)m (地上 <u>00</u> 階、地下 <u>00</u> 階)
	(6) 工事着手予 定年月日	令和 <u>00</u> 年 <u>00</u> 月 <u>00</u> 日
7	確 認 申 請 予 定 年 月 日	令和 <u>00</u> 年 <u>00</u> 月 <u>00</u> 日
8	工事着手予定年 月日	令和 <u>00</u> 年 <u>00</u> 月 <u>00</u> 日
9	工事完了予定年 月日	令和 <u>00</u> 年 <u>00</u> 月 <u>00</u> 日
10	備 考	

備考 1 □のある欄には、該当する□内にし印を記載してください。

2 (1)付近見取図、(2)配置図、(3)緑地計画図、(4)各階平面図、(5)立面図、(6)断面図及び(7)その他
市長が必要と認めるものを添付してください。

特定建築物環境配慮変更届出書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

北九州市長 様

届出者の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

北九州市建築物の総合環境性能評価に関する要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	特定 建 築 主	フリガナ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 氏 名 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇	
2	設 計 者	資格(〇〇〇)建築士(〇〇〇〇)登録第 〇〇〇〇号 氏名 〇〇〇〇 建築士事務所名 〇〇〇〇〇(〇〇〇)建築士事務所(〇〇〇)知事登録第〇〇〇〇号 郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇所在地〇〇市〇〇町〇-〇電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇	
3	特定建築物の名称 及び所在地	フリガナ 〇〇〇〇〇〇 名 称 〇〇ビルディング 所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
4	変更しようとする 事項	変更前	(変更事項について、変更する前の状況を具体的に記入してください。)
		変更後	(変更事項について、変更する後の状況を具体的に記入してください。)
5	特定建築物環境配慮 計画書の受付年月日 及び受付番号	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	第 〇〇〇〇号
※ 受 付 欄	(この欄にはなにも記入し ないでください)		※ 特 記 欄 (この欄にはなにも記入しないでください)

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 変更の場合は、変更の内容を示した図書のみ添付してください。

特定建築物取りやめ届出書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

北九州市長 様

届出者の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

北九州市建築物の総合環境性能評価に関する要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	特定 建築主	フリガナ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 氏 名 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
2	設 計 者	資格(〇〇〇)建築士(〇〇〇〇)登録第 〇〇〇〇号 氏名 〇〇〇〇 建築士事務所名 〇〇〇〇〇(〇〇〇)建築士事務所(〇〇〇)知事登録第〇〇〇〇号 郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇所在地〇〇市〇〇町〇-〇電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
3	連 絡 先	氏 名 〇〇株式会社〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
4	特定建築物の 名称及び所在地	フリガナ 〇〇〇〇〇〇 名 称 〇〇ビルディング 所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
5	取 り や め た 日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
※ 受 付 欄	(この欄にはなにも記入 しないでください)	※ 特 記 欄 (この欄にはなにも記入しないでください)

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。

特定建築物工事完了届出書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

北九州市長 様

届出者の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

北九州市建築物の総合環境性能評価に関する要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定 建築主	フリガナ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 氏 名 株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
2 設 計 者	資格(〇〇〇)建築士(〇〇〇〇)登録第 〇〇〇〇号 氏名 〇〇〇〇 建築士事務所名 〇〇〇〇〇(〇〇〇)建築士事務所(〇〇〇)知事登録第〇〇〇〇号 郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇所在地〇〇市〇〇町〇-〇電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
3 連 絡 先	氏 名 〇〇株式会社〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
4 特定建築物の 名称及び所在地	フリガナ 〇〇〇〇〇〇 名 称 〇〇ビルディング 所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
5 工事完了年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
6 特定建築物環境配 慮計画書の受付 年月日及び受付 番号	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 第 〇〇〇〇号
7 備 考	
※ 受 付 欄	※ 特 記 欄
(この欄にはなにも記入 しないでください)	(この欄にはなにも記入しないでください)

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。

北九州市建築物総合環境性能評価制度

届出マニュアル

平成 20 年 10 月

平成22年10月 第1次改訂

平成27年 8月 第2次改訂

令和 7年 4月 第3次改訂

発行・編集 北九州市都市戦略局指導部建築指導課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号(市庁舎 13 階)

電話:093-582-2531 FAX:093-561-7525

toshi-kenchikushidou@city.kitakyushu.lg.jp